

(新) 安芸中学校・高等学校の校章候補に関する選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 令和5年度に高知県立安芸中学校・高等学校と高知県立安芸桜ヶ丘高等学校を統合して開校する高知県立安芸中学校・高等学校（以下「(新) 安芸中学校・高等学校」という。）の校章の候補を決定し、高知県教育委員会に報告することを目的として(新)安芸中学校・高等学校校章候補選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、高知県教育委員会が公募を行い応募のあったもののうちから、(新)安芸中学校・高等学校の校章候補を検討し、決定する。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員14名で組織する。

(委嘱等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) デザインに知見を有する有識者
- (2) 高知県立安芸中学校の校長、教頭、教員
- (3) 高知県立安芸高等学校の校長、副校長、教頭、事務長、教員
- (4) 高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の校長、副校長、教頭、事務長、教員

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から校章候補を高知県教育委員会に報告する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 選考委員会に、会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選によって定める。

- 2 会長は会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、初回の会議は教育長が、次回以降は会長が招集する。

- 2 選考委員会の議長は、会長があたる。なお、会長が出席できないときは副会長が代行する。
- 3 会議は委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることはできない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、資料の提出、意見、説明、その他の協力を求めることができる。
- 6 会長は、校章候補の選考を行うにあたって、高知県立安芸中学校・高等学校と高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の生徒の意見を聴くものとする。
- 7 会長は、校章候補の選考を行うにあたって、高知県立安芸中学校・高等学校と高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の委員以外の教職員の意見を聴くことができる。
- 8 会議は公開とする。ただし、出席した3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局高等学校振興課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。